



平成 24 年 8 月 9 日

各 位

東 京 都 千 代 田 区 二 番 町 7 番 地 5
株式会社インフォメーション・ディベロプメント
代 表 取 締 役 社 長 船 越 真 樹
(J A S D A Q コ ー ド 番 号 : 4 7 0 9)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 社 長 室 長 山 内 佳 代
T E L (0 3) 3 2 6 2 - 5 1 7 7

株式給付信託（J－ESOP）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することにつき決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 導入の背景

当社では、従業員のインセンティブプランの一環として米国で普及している従業員向け報酬制度のESOP（Employee Stock Ownership Plan）について検討、平成20年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等で現行法制度下における論点について概ね整理されたこともあり、今般、会社への貢献を従業員が実感できる報酬制度として一定の条件を満たした従業員に株式を給付し、その価値を処遇に反映するために「本制度」を導入することといたしました。

2. 本制度の概要

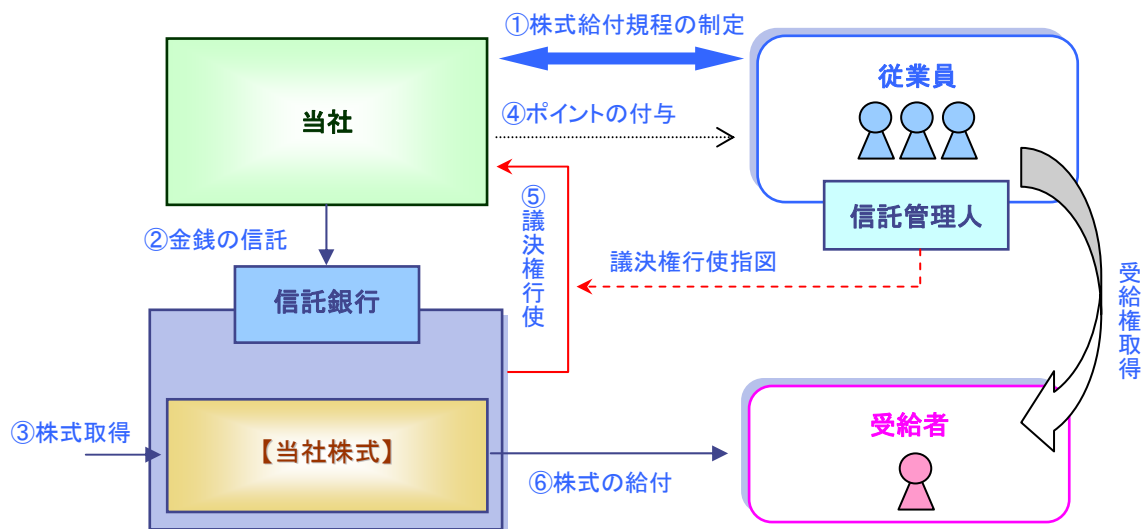
本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が一定の条件を満たした場合に当該従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員の勤続年数や昇格に応じてポイントを付与し、従業員に付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

なお、株式給付信託の設定時期、金額等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

< 株式給付信託の概要 >



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、勤続年数や昇格に応じて「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、「株式給付規程」に基づいて信託銀行から、「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

以 上